

# 杨木県公報

平成20年 12月26日(金) 号 外 第135号

目 次

規 則

# 規則

### 栃木県規則第六十四号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県知事 福 田 富

# 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

第四条を第七条とする。保健師助産師看護師法施行細則(昭和三十年栃木県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

次に次の三条を加える。第三条中「書類(」の下に「准看護師再教育研修に係るもの並びに」を加え、同条を第六条とし、第二条の

(准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請)

これを知事に提出しなければならない。 (別記様式第七号)に准看護師再教育研修を修丁したことを証する書類及び准看護師免許証の写しを添え、第三条 法第十五条の二第四項の規定による登録を受けようとする者は、准看護師再教育研修修丁登録申請書

(准看護師再教育研修修了登録証の書娩交付)

- 証の書娩交付を申請することができる。う。)は、准看護師再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、准看護師再教育研修修了登録第四条 准看護師再教育研修をでした旨の登録を受けた者(以下「准看護師再教育研修修了登録者」とい
- (准看護師再教育研修修了登録証の再交付) 師再教育研修修了登録証及び准看護師免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。 2 前項の申請をする場合には、准看護師再教育研修修了登録証書換交付申請書(別記様式第八号)に准看護
- 惟看護師再教育研修修了登録証の再交付を申請することができる。第五条 惟看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録記を亡失し、又は損傷したときは、
- 免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。
  3 前項の申請をする場合には、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書(別記様式第九号)に准看護師
- ない。は、准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書にその准看護師再教育研修修了登録証を添えなければならは、准看護師再教育研修修了登録証を損傷した准看護師再教育研修修了登録者が第一項の申請をする場合に
- り、五日以内に、これを知事に返納しなければならない。 師再教育研修修了登録証を発見したときは、准看護師再教育研修修了登録証返納書(別記様式第十号)によ4 准看護師再教育研修修了登録者は、准看護師再教育研修修了登録証の再交付を受けた後、亡失した准看護

別記様式第六号の次に次の四様式を加える。

※登録年月日 年 月 日 年 月 日 本籍 府県 ステート 日 日 本 籍 府県 コード 東 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日						
准看護師再教育研修修了登録申請書 収入 証紙 欄登録番号 第 号 登録年月日	※登録番号		<u></u>	闌は記入しないで ください。		
登録番号       第       号         登録年月日       年       月         推看護師再教育研修の開始年月日及び修了年月日       「年月日」日日         開始年月日       「年月日日」日日         個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名助言指導者の氏名助言指導者の氏名助言指導者の氏名助言指導者の氏名財産         上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。年月日       中月日日         在所見       「本籍」         生民により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。年月日       「日本日」日本日」日本日日         生年月日日       「中月日日」本籍」が適当、※本籍日本経典の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の	※登録年月日		年	月日日		
登録年月日 年 月 日 日 様子 年 月 日 日 様子 年 月 日 日 様子 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	准看認	護師再教育 硕	开修修了登	经録申請書	収入	証 紙 欄
准看護師再教育研修の開始年月日及び修了年月日   開始年月日   修了年月日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	登録番号	第	号			
開始年月日     修了年月日       年月月日日     年月月日日       個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名助言指導者の氏名助言指導者の氏名助言指導者の氏名助言指導者の氏名的修了登録を申請します。年月日     本番       住所     都道市町番       所県区村     大力       大力     大力       大力     大力       大力     日       大力     日       大力     日       日     日 <td>登録年月日</td> <td></td> <td>年</td> <td>月日日</td> <td></td> <td></td>	登録年月日		年	月日日		
(国別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名       助言指導者の氏名       上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。       年月日       (国籍)       (国籍)       日日	准看護師再	教育研修の開始	年月日及び	多了年月日		
個別研修に係る再教育命令を受けた者にあつては、助言指導者の氏名 助言指導者の氏名 助言指導者の氏名 上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。 年月日 任所  お道 市 町 番地 号 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	開始	台 <u>年月日</u> !	!	<u>修了年月日</u> 【:】【:】	1 !	
助言指導者の氏名       上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。       年月日     番地       番地       所県       女 <th< td=""><td>自</td><td>月月</td><td>目</td><td>年 月</td><td></td><td></td></th<>	自	月月	目	年 月		
助言指導者の氏名       上記により、准看護師再教育研修の修了登録を申請します。       年月日     番地       番地       所県       女 <th< td=""><td> 個別研修に(</td><td>系る再教育命令</td><td>·を受けた者に</td><td>こあつては、助言指導</td><td> 導者の氏名</td><td></td></th<>	 個別研修に(	系る再教育命令	·を受けた者に	こあつては、助言指導	 導者の氏名	
年月日       都道 市 町 番地						
年月日       作所     都道 市 町 番地 号       所県 区 村 号       大 力 氏 ター・ グラード     名 クラード       生 月日     年月日     日日(国籍) 府県 コード       電 目 日 (国籍) 府県 コード						
住所     内県     区     村       大力     名       大力     人力     人力       大力     人力     人力       (国籍)     大本籍       日     日     日       市     日     日       日     日     日     日       日     日     日     日       日     日     日     日       日     日     日     日     日       日     日     日 </th <th>上記により、</th> <th>准看護師再教育</th> <th>育研修の修了</th> <th>登録を申請します。</th> <th></th> <th></th>	上記により、	准看護師再教育	育研修の修了	登録を申請します。		
五     ナ       英     字       型     カード       印     日       本籍     新道 ※本籍       府県 コード       電		月 日				番地
名 字	年	月 日都道	市	町	番	
別女 コード     印       生年月日     年     月     日     本籍     都道 ※本籍       市     日     (国籍)     府県 コード	住所	月 日都道	市	町村	番	
生年月日	年生の一大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月 日都道	市	町村	番	
电	年 住所 大 大 漢 字 *******************************	月 日都道	市	町村		
勤務先   ( )             ( )   ( )	年 住所 入 ナ 漢 字 ※ 3-ド	月 日都道	市区	町 村 名 	印都道《	
栃木県知事様	年 住所 氏 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月 日 都道 府県 	年	町 村 名 ::::::::::::::::::::::::::::::::::	印 都道   ※ 府県 コ	
	年 住所 氏 ス 名 生 男 女 コード 生年月日 電 話	月 日 都道 府県 	年	町 村 名 ::::::::::::::::::::::::::::::::::	印 都道   ※ 府県 コ	

引記様式第8号(	第4条関係)					
※登録番号		※欄は記 くださ	記入しないで さい。			
※書換交付					·	}
年月日	年	月	日			
准看護	<b>ぎ師再教育研修</b>	<b>修</b> 修了登銀	录証書換交	5付申請書	収入	証紙欄
登録番号第	号		····			
登録年月日	年	月	日			
再教育研修 修了登録年月日	年	月	日			
変更を生じた事業	項					性
(国籍)			フリ	ガナ		   別   男
1 月 日	年	月	日氏	名		女
変更しの理し				本籍	都道 ※ コー	性 男
由			ド	(国籍)	府県 ド 	: 別女
変 カナ : : : : : : : : : : : : : : : : : :						
	: : :	: :	: :		!!!	
1	1 1 1					
生年	年	月	※   日   変更   順位			
変更しの理し由			※ コー ド	本籍	都道   ※   コー   ア県   ド	性 男
氏			名	1 1 1 1		1931/20
変 カナ : (後)			1 1 1	1 1 1		
第2回		1 1 1 1 1 1 1 1				
生年	年	月	日 変更 順位			
師再教育研修修了	了登録証の書換交	修修了登録記 付を申請しる	証の記載事項 ます。	に変更を生じまし	たので、関係書類	夏を添えて准看護
年	月 日 都道	市	町		番地	
住所	府県	区	村	番	号	
氏名			印	(本人署名の場合	世界の一点 は押印省略可)	· <del></del>
電話	( )					
栃木県知事		 様	J			

収入 証紙 欄

메달	样士单	a문	(笙5	条関係	:)
ᄁᆝᇙᆫ	怀玖秀	ョラ	(宛)	米田田	ミノ

※登録番号	1	! !	! ! !	 			己入した さい。	よい	で
※再交付					在	П		П	
年月日					+	 71		ı	

准看護師再教育研修修了登録証再交付申請書

登録番号	第		号			
登録年月日			年	 月	1 1 1 1	日
再教育研修 修了登録年月日			年	 月		日

本	籍				都	道
7	<b>₩</b>			 	府	県
フリ	ガナ					
氏	名		_			
生年	5月日		年	月		日

上記の准看護師再教育研修修了登録証を(亡失・損傷)しましたので、関係書類を添えて准看護 師再教育研修修了登録証の再交付を申請します。

年 月 日

住所	都道	市	町	番	番地	
	府県	区	村	钳	号	
氏名		印		(本人署名の場合は押戶	印省略可)	
電話	( )		•		※理 由コ ード	

栃木県知事

様

# 別記様式第10号 (第5条関係)

# 准看護師再教育研修修了登録証返納書

- 1 登録番号
- 2 准看護師再教育研修修了登録証を発見した年月日

上記のとおり、亡失した准看護師再教育研修修了登録証を発見したので、亡失に係る准看護師 再教育研修修了登録証を返納します。

年 月 日

住 所

氏 名

(EII)

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事

様

# 金 三

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(保健福祉課)

## 栃木県規則第六十五号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

**杨木県知事 福 田 富** 

# 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和三十二年栃木県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

条の次に次の二条を加える。り、第十五条を第七条とし、第十六条を第八条とし、第十七条を第九条とし、同り、第十五条を第六条とし、第十五条を第九条とし、同第四条から第十条までを削り、第十一条を第四条とし、第十二条を第五条とし、第十三条及び第十四条を削

(製造業及び加工業の届出)

第十条 条例第四条第一項の規定による届出は、別記様式第十号により行うものとする。

- ナー号により行うものとする。2 条例第四条第二項(条例第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第2
- 式第十二号により行うものとする。 3 条例第四条第三項前段(条例第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様
- 式第十三号により行うものとする。4 条例第四条第三項後段(条例第五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様

(給食施設の届出)

第十一条 条例第五条第一項の規定による届出は、別記様式第十四号により行うものとする。

- 2 条例第五条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - | 健康增進法(平成十四年法律第百三号)第二十条第一項の特定結食施設に該当する場合
  - に相当する事項を届け出た場合
    一、健康増進法第十八条第一項第二号に規定する指導及び助言により、条例第五条第一項各号に掲げる事項
  - 第十八条を第十二条とする。三一当該給食施設における給食数が、一回二十食未満であり、かつ、一日五十食未満である場合

(6)	平成20年12月26日	金曜日	栃木	、県	公 報	报 号外第135号	
13	别記樣式第七号中「別記樣式第七号中「別記樣式第五号及び開記樣式第四号中「別記樣式第四号中「別記樣式第四号中「別記樣式第三号中「別記樣式第三号中「	会 に 数 1 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	「(第11条 り「(第5 り「(第6 「(第15条 り「(第8	を関係) 5条関係 6条関係 6の2関 8条関係 9条関係	送)   ひ; (茶)   七 (茶)   七 ()   ひ; () 」ひ;	を「(第1米類系)」に改める。 なめる。	
	5					· ·	Ŋ
ŗ	5						.J
	廃業(休業)	年月日					
	& 10°			6 BB 65			~
B	ю°	(第19条関係)」↓	も「(第15	3条関係	) ] な、	、「第17条第3項」や「第9条第3項」∪ff 、「第19条の」や「第13条の」∪ffを、叵♯ 長べゆ。	

別記様式第10号 (第10条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所 ( 法人にあつては、主 ) たる事務所の所在地 氏名 ( 法人にあつては、名 ) 称及び代表者の氏名 ) 生年月日

食品等の製造業及び加工業の開始届

食品衛生法施行条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
取り扱う主な食品又は添加物の名称	
営業を開始した日	

別記様式第11号(第10条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

> 届出者 住所 (法人にあつては、主 ) たる事務所の所在地 氏名 ( 法人にあつては、名 ) 称及び代表者の氏名 ) 生年月日

食品等の製造業及び加工業(給食施設)の届出事項変更届

次のとおり変更したので、食品衛生法施行条例第4条第2項(第5条第2項において準用する同条例第4 条第2項) の規定により届け出ます。

営業所(給食カ	施設)の所在地	
営業所の名称、	屋号又は商号	
(給食施言	段の名称)	
変 更 3	<b>手</b> 月 日	
	変更した事項	
変更の内容	変更前	
	変 更 後	

別記様式第12号 (第10条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主 ) たる事務所の所在地 氏名 (法人にあつては、名 ) を及び代表者の氏名 ) 生年月日

食品等の製造業及び加工業(給食施設の食品供与)の廃止(休止)届

次のとおり営業(食品の供与)を廃止(休止)したので、食品衛生法施行条例第4条第3項(第5条第2項において準用する同条例第4条第3項)の規定により届け出ます。

営業所(給食施設)の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
(給食施設の名称)	
廃止(休止)年月日	
廃止(休止)の理由	

年 月 日

栃木県 保健所長

様

届出者 住所 (法人にあつては、主 ) たる事務所の所在地 氏名 ( 法人にあつては、名 ) 称及び代表者の氏名 ) 生年月日

食品等の製造業及び加工業(給食施設の食品供与)の再開届

次のとおり営業(食品の供与)を再開したので、食品衛生法施行条例第4条第3項(第5条第2項におい て準用する同条例第4条第3項)の規定により届け出ます。

営業所(給食施設)の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
(給食施設の名称)	
休止届出年月日	
再 開 年 月 日	

別記様式第14号 (第11条関係)

年 月 日

栃木県 保健所長 様

届出者 住所 ( 法人にあつては、主 ) たる事務所の所在地 氏名 ( 法人にあつては、名 ) 称及び代表者の氏名 ) 生年月日

給食施設の食品供与開始届

次の給食施設において食品の供与を開始したので、食品衛生法施行条例第5条第1項の規定により届け出 ます。

給	食	施	設	の	所	在	地	
給	食	施	設	σ	)	名	称	
給	食	施	設	σ	)	種	類	<ol> <li>学校</li> <li>病院(病床数 床)</li> <li>介護老人保健施設(入所定員 人)</li> <li>老人保健施設(入所定員 人)</li> <li>児童福祉施設</li> <li>社会福祉施設</li> <li>矯正施設</li> <li>寄宿舎</li> <li>事業所</li> <li>一般給食センター</li> <li>その他( )</li> </ol>
食品	品の	供与	テを	開如	台 し	<b>、た</b>	В	
給 1	食 数	(	1 E	1 当	た	: <b>b</b>	)	朝 食 食 昼 食 食 夕 食 食 その他 食 計 食

# 金 三

この規則は、平成二十一年一月五日から施行する。

(生活衛生課)

(消費税、地方消費税及び送料を含む。)